

SHARP

部品・材料含有化学物質管理基準書

- Ver. 4.0 -

2024年2月

シャープ株式会社

【改訂履歴】

No.	改訂年月	改訂内容	詳細
1.0	2019年10月	初版	
2.0	2022年2月	第2章 物質リストの 見直し	<p><追加> (全面的使用禁止物質) - ペンタクロロベンゼンチオール (PCTP) (条件付使用禁止物質) - リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1)) - ペルクロロブタ-1,3-ジエン (HCBd) - 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP) - 4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノールA) - ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS) - ハロゲン系難燃剤</p>
		第2章 基準(値)の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容(判定基準)を変更。 <ul style="list-style-type: none"> - パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) - リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) - リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP) ・EU RoHS指令の適用除外の更新
3.0	2022年12月	第1章	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープの「使用禁止物質」の候補となる物質として「使用禁止候補物質」を新設。 ・SCOPEログイン認証方式変更を反映。
		第2章 物質リストの 見直し	<p><追加> (使用禁止候補物質) シャープ化学物質管理区分に使用禁止候補物質を新設し、7物質を設定。 - 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) - デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体 - 1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモフェニル)エタン (DBDPE) - テトラプロモビスフェノールA (TBBPA) - 中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上) - パーフルオロヘキサ酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質 - ペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS) (全面的使用禁止物質) - 炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) とその塩およびC9-C14 PFCA関連物質 - ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩およびPFHxS関連物質</p>
		第2章 基準(値)の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容(判定基準)を変更。 <ul style="list-style-type: none"> - ハロゲン系難燃剤 ・EU RoHS指令の適用除外の更新
4.0	2024年2月	第1章	<ul style="list-style-type: none"> ・包装材の適用範囲等について記載見直し ・事業本部等の分類に「SBS事業本部 SWS事業部 (SBS-SWS)」を新設。
		第2章 物質リストの 見直し	<p><追加> (全面的使用禁止物質) - デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体 - MOAH(鉱物油芳香族炭化水素類)、MOSH(鉱物油飽和炭化水素類) (条件付使用禁止物質) - 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) (使用禁止候補物質) - 炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCAs) とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質 - ビスフェノール類 (ビスフェノールA、ビスフェノールSは既に条件付使用禁止)</p>

		第2章 基準（値）の 見直し	・確認内容（判定基準）を変更。 - ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類） - 短鎖型塩化パラフィン（SCCP, C:10-13） ・ハロゲン化合物（ハロゲン系難燃剤等）
--	--	----------------------	--

目次

第1章	部品・材料含有化学物質調査	1
1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	用語の定義	2
4.	シャープ化学物質管理区分	3
5.	シャープ調達部品の品目の分類	4
	(1) シャープ調達部品の品目の分類	4
6.	提出書類	5
	(1) 提出書類一覧	5
	(2) 品目毎の提出書類	6
第2章	〔全事業本部共通〕 調査対象化学物質と基準	7
1.	調査対象化学物質一覧	7
	(1) 全面的使用禁止物質	7
	(2) 条件付使用禁止物質	8
	(3) 使用禁止候補物質	9
	(4) 管理物質	9
2.	使用禁止物質に対する基準一覧	11
	(1) 全面的使用禁止物質	11
	(2) 条件付使用禁止物質	14
	(3) 使用禁止候補物質	23
3.	主な参照法令一覧	25
○	問合せ先	27

この基準書は、シャープグループの部品・材料含有化学物質調査に関して、「部品・材料含有化学物質調査マニュアル Ver.14.0」及びその「別冊 Ver.14.0」を、社外公開用に簡略版として発行するものです。

第1章 部品・材料含有化学物質調査

1. 目的

シャープグループ（以下「シャープ」という）は、製品廃棄時の環境保全性の確保及びユーザーの安全性確保のため、お取引先様とともに環境保全活動に積極的なグリーン調達を推進しています。グリーン調達は、お取引先企業（組織）全体の環境保全に対する取り組みを評価する「環境管理評価」と、お取引先様から購入する部品・材料（素材、汎用部品、完成品・半完成品、副資材など）の環境負荷低減について評価する「納入品評価」で行います。

この基準書は、「納入品評価」における製品含有化学物質に関する基準やその調査方法をお取引先様に示し、法令遵守はもとより、環境負荷の低減やユーザーの安全性確保を目的にしています。

納入品評価は、「含有化学物質報告書」と「含有量調査」の2種類で行います。

調査	説明	備考
含有化学物質報告書	シャープ禁止物質の含有状況を納入仕様書に添付して提出いただくシャープ所定の書類	グリーン調達ホームページに掲載 https://corporate.jp.sharp/eco/supplier/g_procure/
含有量調査	シャープの調達ポータルサイト「SCOPE」から回答いただく含有化学物質量の調査	お取引先様にのみ公開。 回答方法は「部品・材料含有化学物質調査マニュアル」で説明

2. 適用範囲

本調査は、シャープが出荷する全ての製品¹（以下、シャープ製品という）、シャープ製品に使用する全ての部品・材料、及びそれらの包装材²に適用します。具体的には、以下のものを対象とします。

- (1) シャープ製品に組み込まれる部品、材料、ユニット
- (2) 生産に使用し、シャープ製品に含有される副資材
〔はんだ、オイル、グリス、テープ、マーキングインク（マーカーペン）等〕
- (3) 販売用に購入する完成品、オプション、サプライ品等
- (4) シャープ製品に同梱する印刷物や付属品（取扱説明書、ケーブル類、リモコンなど）
〔シャープ製品に使用または同梱されない印刷物（納入・納品伝票、検査成績書など）は対象外〕
- (5) シャープ製品を梱包する包装材³
- (6) 部品・部材等の納入者が部品・材料等の輸送・保護に用いる包装材³
※ (6) の包装材は、「含有化学物質報告書」と「含有量調査」で各々調査対象外を設定しています。詳細は、6. 提出書類 (1) 提出書類一覧の「備考」をご参照ください。

以下の部品・材料は、調査対象化学物質を含有する場合がありますので、十分な確認をお願いします。

- ・ グリス等の潤滑剤
- ・ 樹脂材料の難燃剤
- ・ リード線被覆のポリ塩化ビニルや難燃剤、安定剤
- ・ 接点の電氣的潤滑等を目的とした特別な金属類（合金）
- ・ ベルト、ローラー、ブッシュ、チューブ等のゴム類の添加剤（可塑剤）
- ・ カラーコードなどの表示塗料、顔料等

¹ シャープグループ間の出荷製品を含みます。

² 包装材は、物品の輸送、保護、封じ込めの為に使用され、原則として製品を使用し始めると同時に不要となるもの。
〔例〕ダンボール紙、ポリ袋、緩衝材、保護用フィルム、粘着テープ、ステーブル、荷締め用のバンド、及びそれらへのラベル、塗料、インキ

3. 用語の定義

化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物をいいます。(JIS Z 7201)
混合物	2 つ以上の化学物質を混合したものをいいます。(JIS Z 7201) (注記) 混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等がある。
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいいます。 (JIS Z 7201:2012) (注記) 成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機械等がある。
含有	化学物質が、製品、部品・部材、及びそれらに使用される材料に含まれていることをいいます。 意図的添加、非意図的添加(不純物、製造工程や輸送工程等における残留、付着、汚染等を含む)を問わず、当該化学物質の含有率がシャープ基準値(閾値)を上回る場合は含有とみなします。
意図的添加	部品・材料に特定の性能を持たせるための添加をいいます。 例えば、鉄板の防錆処理用の六価クロム、プラスチックキャビネットの難燃性付加のための臭素系難燃剤等があります。
不純物	天然素材中に含有され材料の精製過程で技術的に除去しきれない物質、合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質、及びリサイクル材料の中に意図せず含まれる物質をいいます。
均質材料	機械的に異なる材料に分離できない材料をいいます。機械的に分離とは、ビス外し、切断、粉碎、研削、研磨などの機械的な作業で分離することをいいます。均質材料の例として、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、コーティング等があります。
納入禁止日	シャープへの納入を禁止する日をいいます ・即日…即日納入を禁止すること。 ・(日付指定:○年○月○日)…指定日以降の納入を禁止すること。
RoHS RoHS 指令	EU RoHS 指令 2011/65/EU 及び 関連修正指令をいいます。

4. シャープ化学物質管理区分

シャープが購入する部品・材料に含有する化学物質を、下表のとおり、シャープ使用禁止物質（全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質）、使用禁止候補物質及び管理物質に区分して管理します。

化学物質区分	説明	備考
(1) 全面的使用禁止物質	如何なる用途にも使用できない物質。含有していれば即刻廃止してください。 シャープでは、この物質を含む部品・材料を、原則として購入いたしません。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への含有が現在規制されている、又は将来規制が見込まれる物質。 ・環境負荷が高いことが周知で、かつ代替物質が存在するため、世の中の動向に先行してシャープが独自に規制する物質。
(2) 条件付使用禁止物質	シャープが認めた用途(除外用途)に限定して使用できる物質。 除外対象については管理物質として扱います。	
(3) 使用禁止候補物質	上記の(1)または(2)の使用禁止物質の候補となる物質。 含有していれば、代替化を推進してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制等において、近い将来に使用禁止が見込まれている物質。 ・法規制等において、閾値や禁止日、規制用途(除外用途)等が決定されていない為、現時点でシャープ使用禁止物質として明記できないが、法規制等の動向を踏まえて今後シャープが使用禁止にする物質。 ・法規制等が確定されるタイミングによっては、シャープ使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあるので、含有している場合は代替化の推進が必要となる物質。
(4) 管理物質	当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とする物質。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への使用状況情報の開示が求められている、又は将来見込まれる物質。 ・顧客から製品への使用状況情報の開示を求められる、又は求められる可能性のある物質。 ・「シャープ使用禁止物質」に該当しない「調査対象化学物質」は、すべて「管理物質」に該当します。

5. シャープ調達部品の品目の分類

(1) シャープ調達部品の品目の分類

シャープでは、生体安全性の観点から製品に使用する部品・部材を、下表のとおり、特定品（A、B、C）と一般品に分類しています。

品 目		分類・定義	調達品の例
特定品	特定品A （社会的責任の大きい調達品）	1. シャープ開発調達品 ・ シャープが開発又は特別に指定した化学物質を使用している調達品 ・ シャープブランドを冠した調達品	複写機用調達品（トナー、デベロッパ、インク他）、インクリボン、インクロール、空気清浄機フィルター、掃除機ゴミ袋、当社特注品（当社指定の型番の調達品）等
		2. 粉体、液体、気体の調達品 ・ ユーザー等の生体へ直接暴露される自社開発の調達品	当社指定の洗浄剤（エアコン、洗濯機用等）、生ゴミ処理機用基材 等
	特定品B （食品・食器接触調達品、特殊な化学物質を使用する調達品）	1. 食品・食器等が、調理・保管等の際に直接接触する可能性のある調達品	冷蔵庫の庫内部品、レンジの庫内部品 等
		2. 防菌・防カビ・防虫等の機能を化学物質で付加した調達品	キャビネット等の外観部品で防菌・防カビ・防虫等の機能を付加したもの
	特定品C （ユーザーが長時間接触する調達品）	人体に継続的に触れることが予想される調達品、及び製品使用时、ユーザーの手指以外の部位が常時接触する調達品	ヘッドホンのイヤパッド、血圧計の圧迫帯（カフ）、電気カーペットのカーペット部等
	一般品	特定品以外の調達品	上記以外の調達品

6. 提出書類

(1) 提出書類一覧

ご提出いただく書類及びその提出様式等については、下表のとおりです。

書類	様式	提出方法	調査対象化学物質 ³	備考
含有化学物質報告書	含有化学物質報告書 ⁴	新規採用の部品・材料の仕様書に添付して提出	シヤープ使用禁止物質 - 全面的使用禁止物質 - 条件付使用禁止物質 - 使用禁止候補物質 ⊕ デバイス系、SBS-SWS ⁵ の場合、各々の使用禁止物質を追加 - 全面的使用禁止物質 - 条件付使用禁止物質	包装材の適用範囲について、 ・ 部品・材料を納入いただく際の包装材も調査対象。 ・ ただし、シヤープの拠点 ⁶ 等で廃棄されることが明らかで、部品、材料に対象物質の移行・混入の恐れが無い包装材は調査対象外。
含有量調査	chemSHERPA (成形品ツール) ⁷	SCOPE システム ⁸ にアップロード	chemSHERPA 管理対象物質 ⁹ ⊕ 通信、デバイス系、SBS-SWS の場合、シヤープ独自調査対象化学物質を追加 ※SBS-SWS には、フルマテリアルデクラレーション(FMD)の回答を推奨。	包装材の適用範囲について、 ・ サービス部品用梱包として流用使用する梱包材は対象。 ・ それ以外の部品・材料を納入いただく際の包装材は調査対象外。 副資材の適用範囲について ・ 製造工程で使用され、製品・部品に残留しない副資材・間接部材は調査対象外。(例： 溶剤、洗浄剤、発泡剤等)
RoHS 対象物質の分析データ等	実測定データ (RoHS 適合が確認できる資料であれば代用可能 ¹⁰)		RoHS 対象 10 物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、DBP、BBP、DIBP)	-
成分表、SDS ¹¹ 等	業界標準のもの	新規採用の部品・材料の仕様書に添付して提出。	-	-
食品衛生法試験データ	試験成績証明書等		-	-
安全性評価データ	分析機関の評価データ等		(2) 品目毎の提出書類の<安全性評価データの判定基準> (p6) をご参照ください。	-

³ 調査対象化学物質は、法規制の動向、顧客要求などにより、変更・追加することがあります。また、シヤープグループの事業本部、拠点によっては他の物質についても調査をお願いすることがあります。

⁴ 含有化学物質報告書は、グリーン調達ホームページ (https://corporate.jp.sharp/eco/supplier/g_procure/) に掲載。

⁵ シヤープ使用禁止物質は、商品系とデバイス系、SBS-SWS では異なります。デバイス系とは、シヤープセンシングテクノロジー株式会社 (SSTC)、シヤープディスプレイテクノロジー株式会社 (SDTC)、シヤープセミコンダクターイノベーション株式会社 (SSIC)、シヤープ福山レーザー株式会社 (SFL) のことをいいます。

⁶ 拠点とは、シヤープの国内海外の工場及びサービス拠点などを指します。

⁷ chemSHERPA (成形品ツール) は、chemSHERPA ホームページ (<https://chemsherpa.net>) から取得ください。

⁸ SCOPE システム (<https://skc.jp.sharp/webedi/top/scope/>)。2022 年 5 月から URL 及びログイン認証方式を変更。

⁹ chemSHERPA 管理対象物質は、「chemSHERPA 管理対象物質説明書」 (<https://chemsherpa.net>) に掲載) をご参照ください。

¹⁰ シヤープグリーン調達ホームページ (https://corporate.jp.sharp/eco/supplier/g_procure/) をご参照ください。

¹¹ SDS : Safety Data Sheet、一般的には、「安全データシート」といいます。

(2) 品目毎の提出書類

シャープ調達部品の品目の分類毎に、ご提出いただく情報は、下表のとおりです。

また、当表に限らず、法規制、業界標準・規格に適合するよう情報提供をお願いすることがあります。

(●…提出必須、▲…できるだけ提出、-…提出対象外)

	特定品				一般品	
	特定品 A	特定品 B-1	特定品 B-2	特定品 C		
含有化学物質報告書	●	●	●	●	●	
含有量調査	●	●	●	●	●	
RoHS 対象物質の分析データ等	●	●	●	●	●	
成分表、SDS 等 ¹²	●	-	● ¹³	-	-	
食品衛生法試験データ	-	●	-	-	-	
安全性 評価デ ータ ¹⁴	1) 急性毒性（経口）	●	-	-	●	-
	2) 皮膚刺激性 ¹⁵	●	-	-	●	-
	3) 眼・粘膜刺激性 ¹⁶	●	-	-	●	-
	4) 変異原性 Ames Test	● ¹⁷	-	-	● ¹⁸	-
	5) 変異原性試験／染色 体異常試験	▲	-	-	▲	-
	6) 変異原性試験／小核 試験	▲	-	-	▲	-

<安全性評価データの判定基準>

試験項目	有害性判定基準	(参考) 試験方法 (OECD 試験 No.) 19
1) 急性毒性（経口）	経口：半数致死量 (LD50>2000mg/kg ラット)	423、425
2) 皮膚刺激性	一次刺激指数 (PII≥2)	404
3) 眼・粘膜刺激性	有	405
4) 変異原性 Ames Test	陽性	471
5) 変異原性試験、染色体異常試験	陽性	473
6) 変異原性試験 小核試験	陽性	474

¹² 暴露する可能性のあるものについて提出。

¹³ 該当の防菌・防カビ剤等の SDS を提出。

¹⁴ 暴露する可能性のあるものについて提出。

¹⁵ 直接、皮膚、眼、粘膜に暴露しないものについては不要。

¹⁶ 直接、皮膚、眼、粘膜に暴露しないものについては不要。

¹⁷ 5)、6)項及び他の遺伝毒性データもできるだけ提出。

¹⁸ 5)、6)項及び他の遺伝毒性データもできるだけ提出。

¹⁹ 「OECD Guidelines for the Testing of Chemicals」の URL：

<http://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/oecdguidelinesforthetestingofchemicals.htm>

第2章 〔全事業本部共通〕 調査対象化学物質と基準

1. 調査対象化学物質一覧

シャープグループ（以下「シャープ」という）が購入する部品・部材に含有する化学物質について、全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質、使用禁止候補物質、管理物質の4区分で管理します。²⁰

なお、納入先の事業本部等によって、使用禁止物質、管理物質を追加している場合があります。

(1) 全面的使用禁止物質

表 2-1-1 に示す物質をシャープの全面的使用禁止物質とします。含有していれば即刻廃止してください。シャープでは、全面的使用禁止物質を含む部品・材料は、原則として購入いたしません。

表 2-1-1. 全面的使用禁止物質

区分	No.	物質（群）名	基準（値）
連 R O H S 関 連 化 学 物 質	1	六価クロム化合物	表 2-2-1 参照
	2	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	
そ の 他	4	トリブチルスズ=オキシド（TBTO）	
	5	三置換有機スズ化合物	
	6	酸化ベリリウム	
	7	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および特定代替物質	
	8	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	
	9	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1~8 が対象）	
	10	アスベスト類	
	11	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	
	12	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）	
	13	五酸化二ヒ素	
	14	ヘキサブプロモシクロドデカン（HBCDD） <すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	
	15	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（炭素数 10~13）	
	16	塩化コバルト（CoCl ₂ ）	
	17	アルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	
	18	ジルコニアアルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	
	19	ジブチルスズ化合物（DBT）	
	20	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	
	21	炭素数が 9 から 14 のパーフルオロカルボン酸 （C9-C14 PFCAs）とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質	
	22	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩および PFHxS 関連物質	
	23	デクロランプラス並びにその syn-異性体及び anti-異性体	
	24	MOAH（1 個以上 7 個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類）	
	25	MOAH（3 個以上 7 個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類）	
	26	MOSH（16 個以上 35 個以下の炭素原子で構成される鉱物油飽和炭化水素類）	
	27	オゾン層破壊物質	

²⁰ 化学物質管理区分については、第 1 章「4.シャープ化学物質管理区分」をご参照ください。

(2) 条件付使用禁止物質

表 2-1-2 に示す物質をシャープの条件付使用禁止物質とします。

表中の除外対象用途における使用のみを認め、除外対象については管理物質として扱います。

表 2-1-2. 条件付使用禁止物質

区分	No.	物質 (群) 名	除外対象
連 R O H S 関 化 学 物 質	1	カドミウム／カドミウム化合物	表 2-2-2-1 参照
	2	鉛／鉛化合物	
	3	水銀／水銀化合物	
	4	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル (DBP)、 フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP) ²¹	
そ の 他	5	ニッケル及びその化合物	表 2-2-2-2 参照
	6	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	
	7	ベリリウム及びその化合物 (酸化ベリリウムを除く)	
	8	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	
	9	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	
	10	ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC コポリマー ²²	
	11	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	
	12	放射性物質	
	13	ホルムアルデヒド	
	14	DEHP、DBP、BBP、DIBP (上記の No.4) 以外のフタル酸エステル類	
	15	三酸化二ヒ素	
	16	ヒ素及びその化合物 (三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素以外)	
	17	ホウ酸	
	18	四ホウ酸二ナトリウム無水物 四ホウ酸二ナトリウム水和物 (七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物)	
	19	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩およびPFOA関連物質	
	20	塩素系難燃剤	
	21	ハロゲン化合物 (ハロゲン系難燃剤等)	
	22	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	
	23	リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	
	24	リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	
	25	多環芳香族炭化水素 (PAH) ²³	
	26	赤リン ²⁴	
	27	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	
	28	ペルククロブタ-1,3-ジエン (HCBD)	
	29	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	
	30	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノールA)	
	31	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS)	
	32	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	

²¹ 4種のフタル酸エステル (DEHP、DBP、BBP、DIBP) は、主に軟質樹脂の可塑剤として使用されており、接触により他の成形品から移動する性質 (移行性) を持ちます。包装材から部品・材料への移行の可能性があるため、部品・材料を納入いただく際の包装材も同様の基準で判断いただきご報告ください。

²² chemSHERPA の管理対象物質には該当しないため、chemSHERPA での報告は不要ですが、「含有化学物質報告書」で含有状況を報告ください。但し、通信事業本部、デバイス系及び SBS-SWS においては、シャープ独自調査対象化学物質として、chemSHERPA で回答ください。

²³ CAS RN® が次のものが対象です。(50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3)

²⁴ chemSHERPA の管理対象物質には該当しないため、chemSHERPA での報告は不要ですが、「含有化学物質報告書」で含有状況を報告ください。但し、デバイス系においては、デバイス系独自調査対象化学物質として、chemSHERPA で回答ください。

(3) 使用禁止候補物質

表 2-1-3 に示す物質をシャープの使用禁止候補物質とします。

上記の(1)全面的使用禁止物 または (2)条件付使用禁止物質 の候補となる物質です。法規制等の動向を踏まえて今後シャープで使用禁止にします。含有していれば、代替化を推進してください。

表 2-1-3. 使用禁止候補物質

No.	物質（群）名	基準（値）
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン（DBDPE）	表 2-2-3 参照
2	テトラブロモビスフェノール A（TBBPA）	
3	中鎖塩素化パラフィン（MCCPs、C14-17、塩素化率 45wt%以上）	
4	炭素数が 15 から 21 のパーフルオロカルボン酸（C15-C21 PFCAs）とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質	
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されているペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
6	上記 No.5 以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
7	パーフルオロヘキサ酸(PFHxA)とその塩および PFHxA 関連物質	
8	ビスフェノール類（ビスフェノール A、ビスフェノール S は除く） ²⁵	

(4) 管理物質

管理物質は、シャープ使用禁止物質に該当しない、「chemSHERPA 管理対象基準（表 2-1-4）」に該当するすべての化学物質（群）が該当します。管理物質は、当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とします。

表 2-1-4. chemSHERPA 管理対象基準

管理対象基準 ID	対象とする法規制及び業界基準
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法（Toxic Substances Control Act：TSCA）使用禁止または制限の対象物質（第 6 条）
LR03	EU ELV 指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS 指令 (EU) 2015/863 ANNEX II
LR05	EU POPs 規則 (EU) 2021/277 ANNEX I
LR06	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）および ANNEX XIV（認可対象物質）
LR07	EU REACH 規則 (EU) 2021/57 ANNEX XVII（制限対象物質）
LR08	欧州医療機器規則 MDR (Medical Device Regulation)
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

²⁵ ビスフェノール A、ビスフェノール S は、条件付使用禁止物質（表 2-1-2. No.30、31）です。

○ 管理物質の「成分情報の伝達基準」

表 2-1-5 に示す管理物質の「成分情報の伝達基準」は、「報告対象」欄に記載の内容とします。

表 2-1-5 に示す管理物質以外の管理物質の「成分情報の伝達基準」は chemSHERPA の「成分情報の伝達基準」に準じます。

※ 通信事本、デバイス系の場合、「成分情報の伝達基準」を追加設定している場合があります。

表 2-1-5. 管理物質

物質（群）名	SN 番号 ²⁶	報告対象
臭素系難燃剤 (PBB と PBDE 又は HBCDD 以 外)	SN0015	<ul style="list-style-type: none">・プラスチック材料中の臭素の含有量合計で 1000ppm を超える含有がある場合・積層プリント配線基板中で、積層板の臭素の含有量合計で 900ppm を超える含有がある場合・<u>意図的添加がある場合</u>

²⁶ chemSHERPA が独自に設定するシリアルナンバー。chemSHERPA 「成分情報」の「CAS 番号」欄に入力ください。

2. 使用禁止物質に対する基準一覧

(1) 全面的使用禁止物質

表 2-2-1. 全面的使用禁止物質の基準 (値)

区分	No.	物質 (群) 名	用途	基準 (値)	全廃時期
R O H S 関連化学物質	1	六価クロム化合物	①プラスチック (ゴムを含む) に用いる顔料、染料	1000ppm 以下の含有であること	即時
			②顔料、塗料、インク		
			③メッキ防錆処理 ④電池 ⑤触媒等すべての用途		
		⑥皮膚に接触する皮革製品/部品	皮革の合計乾燥重量あたり 3ppm 未満であること		
		⑦包装材料・包装部品	表 2-2-4 を参照		
	2	ポリ臭化ビフェニル (PBB) 類	①プラスチックの難燃剤などすべての用途	1000ppm 以下の含有であること	即時
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 類	①プラスチックの難燃剤などすべての用途	下記の(1)及び(2)を満たすこと (1) 全部品・部材において、1000ppm 以下の含有であること (2) EU RoHS 指令の規制対象製品以外に使用される部品・部材において、成形品質量中または混合物中、500ppm 未満の含有であること	即時
その他	4	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	①塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	5	三置換有機スズ化合物	①塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	6	酸化ベリリウム	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	7	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類 及び特定代替物質	①絶縁油、潤滑油などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	8	ポリ塩化ターフェニル (PCT) 類	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 50ppm 以下の含有であること	即時
	9	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1~8)	①潤滑油、塗料などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時

区分	No.	物質（群）名	用途	基準（値）	全廃時期
その他	10	アスベスト類	①絶縁材、充填剤などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	12	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 0.1ppm 以下の含有であること	即時
	13	五酸化二ヒ素	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	14	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）<すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 100ppm 以下の含有であること	即時
	15	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（炭素数 10～13）	①顔料、塗料、インク、潤滑剤、可塑剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ成形品質量中 1000ppm 未満の含有であること	即時
	16	塩化コバルト（CoCl ₂ ）	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	17	アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	18	ジルコニアアルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	19	ジブチルスズ化合物（DBT）	①すべての用途	スズの元素として、材料中の 1000ppm 以下の含有であること	即時
	20	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	①すべての用途	1wt%以下の含有であること	即時
21	炭素数が 9 から 14 のパーフルオロカルボン酸（C9-C14 PFCAs）とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質	①すべての用途	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと (1) C9-C14 PFCAs とその塩の場合、C9-C14 PFCAs とその塩の合計で、25ppb（0.025ppm）未満であること (2) C9-C14 PFCA 関連物質の場合、C9-C14 PFCA 関連物質の合計で、260ppb（0.26ppm）未満であること	即時	

区分	No.	物質（群）名	用途	基準（値）	全廃時期
その他	22	ペルフルオロヘキサ ンスルホン酸 （PFHxS）とその塩 および PFHxS 関連物 質	①すべての用途	成形品質量中または混合物中にお いて、下記(1)及び(2)を満たすこと (1) PFHxS とその塩の場合、PFHxS とその塩の合計で、 0.0000025%（25ppb）以下で あること (2) PFHxS 関連物質の場合、PFHxS 関連物質の合計で、0.0001% （1000ppb）以下であること	2023 年 1月1日
	23	デクロランプラス並 びにその syn-異性体 及び anti-異性体	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	24	MOAH（1 個以上 7 個 以下の芳香族環で構 成される鉱物油芳香 族炭化水素類）	①包装材	インク中合計で 1 %以下の含有で あること	即時
			②包装材及び印刷物	インク中合計で 0.1 %以下の含有 であること	2024 年 7月1日
	25	MOAH（3 個以上 7 個 以下の芳香族環で構 成される鉱物油芳香 族炭化水素類）	①包装材及び印刷物	インク中合計で 1ppm 以下の含有 であること	2024 年 7月1日
	26	MOSH（16 個以上 35 個以下の炭素原子で 構成される鉱物油飽 和炭化水素類）	①包装材及び印刷物	インク中合計で 0.1%以下の含有 であること	2024 年 7月1日
27	オゾン層破壊物質	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時	

(2) 条件付使用禁止物質

RoHS 関連化学物質については、下記の考え方に基づいて、納入禁止日を設定しています。

<EU RoHS 指令の適用除外期限に対するシャープへの納入禁止日の考え方>

- 1) 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。
例) RoHS 指令の適用除外期限が「2021 年 7 月 21 日」の場合、シャープへの納入禁止日は「2021 年 1 月 21 日」
- 2) 当マニュアル発行以降に法規制の適用除外期限が変更になった場合は、原則として変更になった期限の半年前をシャープの納入禁止日といたします。
- 3) 当マニュアル発行時点の EU RoHS 指令の適用除外期限の情報に基づいています。

表 2-2-2-1. 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準（値）〔RoHS 関連化学物質〕

No.	物質 (群)名	用途	RoHS 除外 ²⁷	基準（値）	納入禁止日
1	カドミウム及びその化合物				
	使用 禁止	①プラスチック（ゴムを含む）に用いる安定剤、顔料、染料 ②顔料、塗料、インク ③表面処理（メッキ等）、コーティング ④小型蛍光灯、直管蛍光灯 ⑤管理区分以外のすべての用途	-	100ppm 以下の含有であること	即時
		⑥包装材料・包装部品	-	表 2-2-4 を参照	
	管理	①下記の電気接点に使用 (a) 回路ブレーカ (b) 熱感知制御 (c) サーマルモーター・プロテクタ（密封型サーマルモーター・プロテクタを除く） (d) 下記定格の AC スイッチ AC 250V 以上において 6A 以上、または AC125V 以上において 12A 以上 (e) DC 18V 以上において 20A 以上の定格の DC スイッチ (f) 200Hz 以上の電圧源周波数において使用するスイッチ	8(b)-I	-	(EU 適用除外更新審議中) ²⁸
		②ストライキング光学フィルターガラス。ただし、EU RoHS 指令 附属書 III の項目 39 に該当する用途は除く。	13(b)-(II)	-	
③光学用途に使われる白色ガラスに使用		13(b)-(III)	-		
④上記①～③以外の EU RoHS 指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている		-	-	※ ²⁹	
	⑤電池	-	-	EU 電池指令に従うこと	

²⁷ RoHS 指令 AnnexIII の除外用途の No.を示します。

²⁸ EU で適用除外の延長申請が受けられ、当マニュアル発行時点で審議中。審議中の当適用除外は有効。期限が決定された場合は、その期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。

²⁹ 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。

No.	物質 (群)名	用途	RoHS 除外	基準 (値)	納入禁止日
2	鉛及びその化合物				
	使用 禁止	①プラスチック（ゴムを含む）に用いる安定剤、顔料、染料（AC アダプター、電源コード、接続コード等） ②顔料、塗料、インク ③バランサー用ウェイト ④鉛はんだ（実装用はんだ、端子メッキ等） ⑤12歳以下の子供用製品に、外装部品あたり 0.01wt%以上使用されている。 ⑥おもちゃ用途の部品・材料で、塗装などの表面処理層単位あたり 0.009%以上使用されている ⑦管理区分以外のすべての用途	-	下記以下の含有であること ①樹脂中: 300ppm ②その他: 1000ppm	即時
		⑧包装材料・包装部品	-	表 2-2-4 を参照	
	管理	①高融点はんだ（鉛が 85wt%以上のはんだ）に使用	7(a)	-	(EU 適用 除外更新審 議中) ²⁸
		②電気電子部品中のコンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中（例 圧電素子）に、もしくは、ガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に使用	7(c)-I	-	
		③蛍光管のガラス（0.2wt%まで）に使用	5(b)	-	
		④合金成分に含有している。		-	
		(a) 機械加工用途の鋼材中 0.35wt%未満	6(a)-I	-	
		(b) 機械加工用途のアルミ材中 0.4wt%未満	6(b)-II	-	
		(c) 銅材中 4wt%未満	6(c)	-	
		⑤下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路パッケージ（フリップチップ）内部における半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続のために必要なはんだに使用 (a) 90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ (b) いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm ² 以上 (c) 300mm ² 以上のダイ、または 300mm ² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	15(a)	-	
		⑥光学用途に使われる白色ガラスに使用	13(a)	-	
		⑦イオン着色された光学フィルターガラスに使用	13(b)-(I)	-	
		⑧反射標準物質用のグレースに使用	13(b)-(III)	-	
	⑨AC125V 又は DC250V 又はそれ以上の定格電圧のキャパシターに使用する誘電セラミック中に使用	7(c)-II	-		
	⑩上記①～⑨以外の EU RoHS 指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	※ ³⁰	
	⑪電池	-	EU 電池指令に従うこと		

³⁰ 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。

No.	物質 (群)名	用途	RoHS 除外	基準 (値)	納入禁止日
3	使用 禁止	①プラスチック（ゴムを含む）に用いる顔料、染料、添加剤 ②顔料、塗料、インク ③水銀電池 ④水銀用いたりレー、スイッチ、センサー ⑤管理区分以外のすべての用途	-	1000ppm 以下の含有であること	即時
		⑥包装材料・包装部品	-	表 2-2-4 を参照	
	管理	①ハロゲン化金属ランプ（MH）中に使用されている。	4(e)	-	2026 年 8 月 24 日
		②上記以外のその他の特殊用途放電ランプ中に使用されている。	4(f)-I	-	2024 年 8 月 24 日
		③2000 ANSI ルーメン以上の出力が必要なプロジェクターに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	4(f)-II	-	2026 年 8 月 24 日
		④紫外スペクトルの光を放射するランプ中の水銀	4(f)-IV	-	
		⑤上記①～④以外の EU RoHS 指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	-
⑥電池	-	EU 電池指令に従うこと	-		
4	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）（DEHP）、フタル酸ジブチル（DBP）、フタル酸ブチルベンジル（BBP）、フタル酸ジイソブチル（DIBP）				
	使用 禁止	①「EU RoHS 指令の規制対象外」または「玩具または育児用」の製品に使用される部品・部材 ②上記①以外のすべての用途（「EU RoHS 指令の規制対象」且つ「玩具または育児用以外」の製品に使用される部品・部材	-	①4 物質合計で 1000ppm 以下の含有であること ②DEHP、DBP、BBP、DIBP が、個々に 1000ppm 以下の含有であること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-	-

表 2-2-2-2. 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準（値）〔その他〕

No.	物質(群)名	用途	基準（値）	全廃時期
5	ニッケル及びその化合物			
	使用禁止	①長時間皮膚に接触するもの	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
6	ジオクチルスズ化合物（DOT）			
	使用禁止	①2 液型室温硬化型成型材キット（RTV-2 成型材キット）	スズの元素として、材料中の 1000ppm 以下の含有であること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
7	ベリリウム及びその化合物（酸化ベリリウムを除く）			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	管理	①合金、セラミック、ガラス、半導体への使用	-	-
8	パーフルオロオクタンスルホン酸塩（PFOS）			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと、かつ - 物質・混合物は 10ppm 以下 - 物質・混合物以外の半製品・成形品等は 1000ppm 以下 - 被覆材は 1 μ g/m ² 以下の含有	即時
	管理	①非装飾用の硬質クロム（VI）めっき用ミスト防止剤、及びめっき用の装置で用いる湿潤剤として使用されている	-	-
9	フッ素系温室効果ガス（HFC、PFC、SF ₆ ）			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①冷媒・断熱材に使用される HFC	-	-
10	ポリ塩化ビニル（PVC）及び PVC コポリマー			
	使用禁止	①包装材料・部品（シャープ製品梱包用）	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
11	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	①人体に持続的に触れることを前提に作られた製品*の人体接触部分で、分解によりアミンが発生する可能性があるもの ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは、電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう	分解により発がん性アミンが30ppmを超えて発生しないこと	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの(人体に持続的に触れない部位に使用するもの)	-	-
12	放射性物質	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		①電子レンジのマグネトロンに使用されるトリウム ②液晶プロジェクターの電球に使用されるクリプトン85	-	-
13	ホルムアルデヒド	①木製部品への使用 ②人体に持続的に触れることを前提に作られた製品*の人体接触部分における繊維部品への使用 ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは、電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう	① 気中濃度が10m ³ 以上の気密試験室で0.1ppm以下(チャンバー法) ②"有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則"に準ずる(75ppm以下)	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
14	DEHP、DBP、BBP、DIBP(上記のNo.4)以外のフタル酸エステル類	①子供の口に入る玩具または育児製品に使用される部品・材料に、フタル酸ジイソニル:DINP、フタル酸ジイソデシル:DIDP、フタル酸ジ-n-オクチル:DNOPが使用されている	3物質合計で1000ppm以下の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
15	三酸化二ヒ素	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
		①液晶プロジェクターのランプのガラスに使用されている	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
16	ヒ素及びその化合物 (三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素以外)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
	管理	①除外対象部品に使用されている。(除外対象部品:半導体・感光剤・マグネットフィルター・銅箔・電池)	-	-
17	ホウ酸			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
	管理	①偏光板 (PVA 製) に使用されている ②ガラスに使用されている ③接着剤に使用されている	-	-
18	四ホウ酸二ナトリウム無水物、 四ホウ酸二ナトリウム水和物 (七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
	管理	①偏光板 (PVA 製) に使用されている ②ガラスに使用されている ③接着剤に使用されている ④繊維に使用されている	-	-
19	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩および PFOA 関連物質			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと ³¹ (1)PFOA (塩を含む) の場合、25ppb 以下であること (2)1 つまたは複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が、1000ppb (1ppm) 以下であること	即時
	管理	①半導体用フォト・リソグラフィ工程またはコンパウンド半導体用のエッチング工程で使用されている ②フィルム、紙、あるいは、印刷版に用いるフォト用コートに使用されている ③上記以外の EU POPs 規則 附属書 I Part A で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-

³¹ CAS RN® が次のものの総計とする。335-67-1、3825-26-1、335-95-5、2395-00-8、335-93-3、335-66-0、376-27-2、3108-24-5

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
20	塩素系難燃剤	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	
		①代替困難であり、シャープの採用決定部門に許可を得ている	-	
21	ハロゲン化合物（ハロゲン系難燃剤等）	①100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンドに使用されている	均質材料中のすべてのハロゲン元素の合計が、0.1wt%以下の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの ②“使用禁止区分” に該当するが、仕向地限定の製品に採用されるものであり、シャープの採用決定部門に許可を得ている	-	-
22	リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）	①「子供（12歳以下）向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている ②管理区分以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
		①自動車部品またはその交換部品に使用されている ②商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている ③デスクトップ・ラップトップコンピューター、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプターなどの接続装置に使用されている ④保存メディア（CD、コンピューターゲームなどのインタラクティブソフトウェア）に使用されている	-	-
23	リン酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）（TCPP）	①「子供（12歳以下）向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
24	リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)			
	使用禁止	①「子供 (12 歳以下) 向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている ②管理区分以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	管理	①自動車部品またはその交換部品に使用されている ②商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている ③デスクトップ・ラップトップコンピューター、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプターなどの接続装置に使用されている ④保存メディア (CD、コンピューターゲームなどのインタラクティブソフトウェア) に使用されている	-	-
25	多環芳香族炭化水素 (PAH) ³²			
	使用禁止	①人の皮膚または口腔に、直接長時間接触するあるいは短期時間繰り返して接触するプラスチックまたはゴム部品に使用されている	対象 PAH それぞれが 1ppm 未満の含有であること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
26	赤リン			
	使用禁止	①樹脂またはゴム中に使用されている	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの ②“使用禁止区分”に該当するが、代替困難であり、シャープの採用決定部門に許可を得ている	-	-
27	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①接着剤または封止剤に使用されていて、シャープの採用決定部門の許可を得ている ②潤滑油またはグリスに使用されている ③再生プラスチックの製造工程で新規 PIP(3:1)の追加はなく、リサイクル由来の PIP(3:1)のみを含有するプラスチックまたはそれを使用した製品に使用されている ④上記①～③以外の米国 TSCA 第 6 条 PBT 物質で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている		① 2024 年 1 月 6 日以降使用禁止

³² CAS RN® が次のものが対象です。50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
28	ペルククロブタ-1,3-ジエン (HCBD)			
	使用 禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①塩素系溶剤の製造における副生成物としてのHCBDの非意図的な生成として含有している	-	-
29	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)			
	使用 禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①成型品中に使用されている	-	-
30	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノール A)			
	使用 禁止	①感熱紙中に使用されている	0.02wt%未満の含有であること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
31	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノール S)			
	使用 禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	0.02wt%未満の含有であること	即時
	管理	①感熱紙以外の用途に使用されている ②感熱紙用途において、仕向地限定の製品に採用されるものであり、シャープの採用決定部門の許可を得ている	-	-
32	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)			
	使用 禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①偏光板中のトリアセチルセルロース (TAC) フィルムに使用されている ②自動車用の部品に使用されている	-	-

(3) 使用禁止候補物質

表 2-2-3. 使用禁止候補物質の基準 (値)

No.	物質 (群) 名	用途	基準 (値)	全廃時期
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン (DBDPE)	① すべての用途	意図的に添加していないこと	法規制等の動向を踏まえて今後使用禁止に設定 ³³
2	テトラブロモビスフェノール A (TBBPA)			
3	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率 45wt%以上)			
4	炭素数が 15 から 21 のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCAs) とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質			
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されているペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)			
6	上記 No.5 以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)			
7	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA) とその塩および PFHxA 関連物質	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと (1) PFHxA とその塩の場合、PFHxA とその塩の合計で、0.0000025% (25ppb) 未満であること (2) PFHxA 関連物質の場合、PFHxA 関連物質の合計で、0.0001% (1000ppb) 未満であること		
8	ビスフェノール類 (ビスフェノール A、ビスフェノール S は除く) ³⁴	意図的に添加していないこと		

³³ 法規制等が確定されるタイミングによっては、シャープ使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあります。含有している場合は代替化を推進してください。「部品・材料含有化学物質調査マニュアル」の第 1 章「4.シャープ化学物質管理区分」をご参照ください。

³⁴ ビスフェノール A、ビスフェノール S は、条件付使用禁止物質 (表 2-1-2 及び 表 2-2-2 の No.30、31) です。

表 2-2-4. 包装材料／部品に関する重金属（カドミウム・鉛・水銀・六価クロム）含有基準

区分	用途	基準（値）	全廃時期
使用禁止	①製品包装用材料・部品（段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステープル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど） ②サービス部品用包装材料（段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステープル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど）	包装を構成する部材、インク、塗料毎に、合計 100ppm 以下の含有であること	即時
管理	①部品、材料納入時に使用する包装材料／部品	-	-

3. 主な参照法令一覧

全面的な使用禁止物質

区分	No.	物質（群）名	主な参照法令等
R O H S 関 連 化 学 物 質	1	六価クロム化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	2	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	EU RoHS 指令、化審法、 EU REACH 規則 附属書 XVII、 米国 TSCA
そ の 他	4	トリブチルスズ=オキシド（TBTO）	化審法
	5	三置換有機スズ化合物	化審法、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	6	酸化ベリリウム	<シャープ独自規制>
	7	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および 特定代替物質	化審法、 EU POPs 規則 附属書 I
	8	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	EU REACH 規則 附属書 XVII
	9	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1~8 が対象）	化審法、 EU POPs 規則 附属書 I
	10	アスベスト類	安衛法、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ- tert-ブチルフェノール	化審法
	12	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）	EU REACH 規則 附属書 XVII
	13	五酸化二ヒ素	（EU REACH 規則） ³⁵
	14	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD） <すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	化審法、EU POPs 規則
	15	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（炭素数 10~13）	EU POPs 規則 附属書 I
	16	塩化コバルト（CoCl ₂ ）	（EU REACH 規則）
	17	アルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	（EU REACH 規則）
	18	ジルコニアアルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	（EU REACH 規則）
	19	ジブチルスズ化合物（DBT）	EU REACH 附属書 XVII
	20	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	米国 TSCA
	21	炭素数が 9 から 14 のパーフルオロカルボン酸（C9- C14 PFCAs）とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質	EU REACH 規則 附属書 XVII
	22	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩 および PFHxS 関連物質	スイス化学品法、POPs 条約
	23	デクロンプラス並びにその syn-異性体及び anti-異 性体	POPs 条約
	24	MOAH（1 個以上 7 個以下の芳香族環で構成される鉱 物油芳香族炭化水素類）	フランス国内法
	25	MOAH（3 個以上 7 個以下の芳香族環で構成される鉱 物油芳香族炭化水素類）	フランス国内法
	26	MOSH（16 個以上 35 個以下の炭素原子で構成される 鉱物油飽和炭化水素類）	フランス国内法
	27	オゾン層破壊物質	モントリオール議定書、 米国フロン税

³⁵ EU REACH 規則の認可対象 SVHC としてリストされているという意味。

条件付使用禁止物質

区分	No.	物質(群)名	主な参照法令等
R o H S 関 連 化 学 物 質	1	カドミウム/カドミウム化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	2	鉛/鉛化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII、 米国消費者製品安全改善法 (CPSIA)
	3	水銀/水銀化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP)、 フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP)	EU RoHS 指令 (欧州委員会委任指令 2015/863)、 EU REACH 規則 附属書 XVII、 米国消費者製品安全改善法 (CPSIA)
そ の 他	5	ニッケル及びその化合物	EU REACH 規則 附属書 XVII
	6	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	EU REACH規則 附属書XVII
	7	ベリリウム及びその化合物 (酸化ベリリウムを除く)	<シャープ独自規制>
	8	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	化審法、EU POPs 規則 附属書 I、 カナダ環境保護法
	9	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	EU F ガス規則 (517/2014)
	10	ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC コポリマー	<シャープ独自規制>
	11	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	EU REACH 規則 附属書 XVII
	12	放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
	13	ホルムアルデヒド	ドイツ 化学品禁止規則、 デンマーク ホルムアルデヒド規制
	14	フタル酸 (DEHP、DBP、BBP、DIBP (上記の No.4)) 以外のフタル酸エステル類	EU REACH 規則 附属書 XVII、 米国消費者製品安全改善法 (CPSIA)
	15	三酸化二ヒ素	(EU REACH 規則)
	16	ヒ素及びその化合物 (三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素以外)	(EU REACH 規則)
	17	ホウ酸	(EU REACH規則)
	18	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物 (七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物)	(EU REACH規則)
	19	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) とその塩およびPFOA関連物質	EU POPs規則
	20	塩素系難燃剤	<シャープ独自規制>
	21	ハロゲン化合物 (ハロゲン系難燃剤等)	規則(EU) 2019/2021 (電子ディスプレイ)、 米国ワシントン州法
	22	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	米国バーモント州Act85、 (EU REACH規則)
	23	リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	米国バーモント州Act85
	24	リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	米国バーモント州Act85
	25	多環芳香族炭化水素 (PAH)	EU REACH規則 附属書XVII
	26	赤リン	<シャープ独自規制>
	27	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	米国 TSCA
	28	ペルククロロブタ-1,3-ジエン (HCBd)	米国 TSCA
	29	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	米国 TSCA
	30	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノールA)	EU REACH規則 附属書XVII、 スイス化学品法、 米国コネチカット州法
	31	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS)	スイス化学品法
	32	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	POPs条約

使用禁止候補物質

No.	物質（群）名	主な参照法令等
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン (DBDPE)	カナダ環境保護法
2	テトラブロモビスフェノール A (TBBPA)	EU RoHS 指令
3	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率 45wt%以上)	EU RoHS 指令
4	炭素数が 15 から 21 のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCAs) とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質	POPs 条約、カナダ環境保護法
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されている ペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	米国特定州 包装材料有害物質規則
6	上記 No.5 以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	
7	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩および PFHxA 関連物質	EU REACH 規則 附属書 XVII
8	ビスフェノール類 (ビスフェノール A、ビスフェノール S は除く)	欧州、米国・カナダの法規制

○ 問合せ先

シャープ株式会社

ESG・品質推進部

〒581-8585 大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号

E-mail : chem.epg@sharp.co.jp

● 発行

シャープ株式会社

本 社 〒590-8522 大阪府堺市堺区匠町 1 番地
TEL : 072-282-1221 <https://jp.sharp/>

ESG・品質推進部

〒581-8585 大阪府八尾市北亀井町 3 丁目 1 番 72 号
Email: chem.epg@sharp.co.jp